

りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MMF

投資信託説明書 (目論見書) 2009年8月

このファンドは課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MMF
投資信託説明書(目論見書) 訂正事項分

2010 . 02

1. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年8月28日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月29日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年2月26日に関東財務局長に提出しております。
2. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MMF

投資信託説明書 (交付目論見書) 訂正事項分

2010 . 02

1. りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド) の募集については、委託会社は金融商品取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年8月28日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月29日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年2月26日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書 (交付目論見書) は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書 (請求目論見書) は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書 (交付目論見書) の訂正理由

平成22年2月26日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)」の投資信託説明書 (交付目論見書) 2009年8月 (以下「原交付目論見書」といいます。) の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

5 運用状況（原交付目論見書20～23ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

平成21年12月末日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	13,991,310,325	68.80
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	6,344,090,542	31.20
合計（純資産総額）	—	20,335,400,867	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成21年12月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	額面 (円)	帳簿価額		時価評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	日本	国債証券	第6 8回国庫短期証券	2,500,000,000	99.88	2,497,040,079	99.88	2,497,040,079	0	2010年11月22日	12.28
2	日本	国債証券	第3 7回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,925,453	99.99	1,499,925,453	0	2010年1月12日	7.38
3	日本	国債証券	第6 1回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,856,775	99.99	1,499,856,775	0	2010年1月25日	7.38
4	日本	国債証券	第5 2回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,587,832	99.97	1,499,587,832	0	2010年3月10日	7.37
5	日本	国債証券	第5 9回国庫短期証券	1,500,000,000	99.95	1,499,332,526	99.95	1,499,332,526	0	2010年4月12日	7.37
6	日本	国債証券	第1 8回国庫短期証券	1,500,000,000	99.92	1,498,805,055	99.92	1,498,805,055	0	2010年4月20日	7.37
7	日本	国債証券	第3 3回国庫短期証券	1,500,000,000	99.90	1,498,552,350	99.90	1,498,552,350	0	2010年6月21日	7.37
8	日本	国債証券	第4 8回国庫短期証券	1,500,000,000	99.89	1,498,379,095	99.89	1,498,379,095	0	2010年8月20日	7.37
9	日本	国債証券	第4 4回国庫短期証券	1,000,000,000	99.98	999,831,160	99.98	999,831,160	0	2010年2月10日	4.92

※全9銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

※単価は額面100円当たりの価格です。

種類別投資比率

平成21年12月末日現在

地域	種類	投資比率（％）
日本	国債証券	68.80
合計		68.80

※投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成 21 年 12 月末日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末、および下記各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および基準価額（1 万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第16特定期間末(平成12年5月30日)	282,517	282,518	10,000	10,000
第17特定期間末(平成12年11月29日)	240,750	240,751	10,000	10,000
第18特定期間末(平成13年5月30日)	254,925	254,926	10,000	10,000
第19特定期間末(平成13年11月30日)	210,263	210,264	10,000	10,000
第20特定期間末(平成14年5月31日)	72,542	72,542	10,000	10,000
第21特定期間末(平成14年11月30日)	60,263	60,263	10,000	10,000
第22特定期間末(平成15年5月31日)	47,062	47,062	10,000	10,000
第23特定期間末(平成15年11月30日)	38,453	38,453	10,000	10,000
第24特定期間末(平成16年5月31日)	31,627	31,627	10,000	10,000
第25特定期間末(平成16年11月30日)	28,509	28,509	10,000	10,000
第26特定期間末(平成17年5月31日)	25,880	25,880	10,000	10,000
第27特定期間末(平成17年11月30日)	24,340	24,340	10,000	10,000
第28特定期間末(平成18年5月31日)	20,940	20,940	10,000	10,000
第29特定期間末(平成18年11月30日)	21,685	21,686	10,000	10,000
第30特定期間末(平成19年5月31日)	24,950	24,950	10,000	10,000
第31特定期間末(平成19年11月30日)	24,095	24,095	10,000	10,000
第32特定期間末(平成20年5月31日)	22,673	22,673	10,000	10,000
第33特定期間末(平成20年11月30日)	26,446	26,446	10,000	10,000
第34特定期間末(平成21年5月31日)	25,775	25,775	10,000	10,000
第35特定期間末(平成21年11月30日)	20,735	20,735	10,000	10,000
平成19年12月末日	24,774	—	10,000	—
平成20年1月末日	24,716	—	10,000	—
2月末日	24,274	—	10,000	—
3月末日	22,618	—	10,000	—
4月末日	23,694	—	10,000	—
5月末日	25,775	—	10,000	—
6月末日	25,316	—	10,000	—
7月末日	23,859	—	10,000	—
8月末日	22,861	—	10,000	—
9月末日	22,243	—	10,000	—
10月末日	20,752	—	10,000	—
11月末日	20,735	—	10,000	—
12月末日	20,335		10,000	

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金（円）
第16特定期間（平成11年11月30日～平成12年5月30日）	10.42
第17特定期間（平成12年5月31日～平成12年11月29日）	10.91
第18特定期間（平成12年11月30日～平成13年5月30日）	11.93
第19特定期間（平成13年5月31日～平成13年11月30日）	6.04
第20特定期間（平成13年12月1日～平成14年5月31日）	6.16
第21特定期間（平成14年6月1日～平成14年11月30日）	1.56
第22特定期間（平成14年12月1日～平成15年5月31日）	1.22
第23特定期間（平成15年6月1日～平成15年11月30日）	0.46
第24特定期間（平成15年12月1日～平成16年5月31日）	0.37
第25特定期間（平成16年6月1日～平成16年11月30日）	0.36
第26特定期間（平成16年12月1日～平成17年5月31日）	0.41
第27特定期間（平成17年6月1日～平成17年11月30日）	0.66
第28特定期間（平成17年12月1日～平成18年5月31日）	1.73
第29特定期間（平成18年6月1日～平成18年11月30日）	11.97
第30特定期間（平成18年12月1日～平成19年5月31日）	19.79
第31特定期間（平成19年6月1日～平成19年11月30日）	24.65
第32特定期間（平成19年12月1日～平成20年5月31日）	23.27
第33特定期間（平成20年6月1日～平成20年11月30日）	24.14
第34特定期間（平成20年12月1日～平成21年5月29日）	10.76
第35特定期間（平成21年6月1日～平成21年11月30日）	5.38

③ 収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第16特定期間（平成11年11月30日～平成12年 5月30日）	0.10
第17特定期間（平成12年 5月31日～平成12年11月29日）	0.11
第18特定期間（平成12年11月30日～平成13年 5月30日）	0.12
第19特定期間（平成13年 5月31日～平成13年11月30日）	0.06
第20特定期間（平成13年12月 1日～平成14年 5月31日）	0.06
第21特定期間（平成14年 6月 1日～平成14年11月30日）	0.02
第22特定期間（平成14年12月 1日～平成15年 5月31日）	0.01
第23特定期間（平成15年 6月 1日～平成15年11月30日）	0.00
第24特定期間（平成15年12月 1日～平成16年 5月31日）	0.00
第25特定期間（平成16年 6月 1日～平成16年11月30日）	0.00
第26特定期間（平成16年12月 1日～平成17年 5月31日）	0.00
第27特定期間（平成17年 6月 1日～平成17年11月30日）	0.01
第28特定期間（平成17年12月 1日～平成18年 5月31日）	0.02
第29特定期間（平成18年 6月 1日～平成18年11月30日）	0.12
第30特定期間（平成18年12月 1日～平成19年 5月31日）	0.20
第31特定期間（平成19年 6月 1日～平成19年11月30日）	0.25
第32特定期間（平成19年12月 1日～平成20年 5月31日）	0.23
第33特定期間（平成20年 6月 1日～平成20年11月30日）	0.24
第34特定期間（平成20年12月 1日～平成21年 5月31日）	0.11
第35特定期間（平成21年 6月 1日～平成21年11月30日）	0.05

（注）収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書29～32ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）及び当期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）について同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）及び当期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）について同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）及び当期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1)貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成21年5月31日現在)	当期 (平成21年11月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4,789,050,800	1,745,038,401
国債証券		19,490,960,199	13,992,514,431
現先取引勘定		4,493,925,000	4,998,450,000
未収利息		71,394	22,250
流動資産合計		28,774,007,393	20,736,025,082
資産合計		28,774,007,393	20,736,025,082
負債の部			
流動負債			
未払金		2,998,039,500	—
未払収益分配金		309,303	62,207
未払受託者報酬		13,770	2,727
未払委託者報酬		155,712	25,678
その他未払費用		1,110	298
流動負債合計		2,998,519,395	90,910
負債合計		2,998,519,395	90,910
純資産の部			
元本等			
元本		25,775,481,631	20,735,922,910
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		6,367	11,262
元本等合計		25,775,487,998	20,735,934,172
純資産合計		25,775,487,998	20,735,934,172
負債純資産合計		28,774,007,393	20,736,025,082

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		5,215,312	3,241,781
有価証券売買等損益		31,233,301	16,068,232
その他収益		23,710	56,450
営業収益合計		36,472,323	19,366,463
営業費用			
受託者報酬		792,390	616,289
委託者報酬		8,959,978	6,230,638
その他費用		63,911	60,835
営業費用合計		9,816,279	6,907,762
営業利益		26,656,044	12,458,701
経常利益		26,656,044	12,458,701
当期純利益		26,656,044	12,458,701
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		—	—
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		18,911	6,367
剰余金増加額又は欠損金減少額		—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額		—	—
分配金		26,668,588	12,453,806
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		6,367	11,262

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	当 期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は平成20年12月1日から平成21年5月31日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成21年6月1日から平成21年11月30日までとなっております。

りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MMF

投資信託説明書(請求目論見書)訂正事項分

2010 . 02

1. 「りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年8月28日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月29日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を成22年2月26日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

I. 投資信託説明書(請求目論見書)の訂正理由

平成22年2月26日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)」の投資信託説明書(請求目論見書)2009年8月(以下「原請求目論見書」といいます。)の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書10～19ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）及び当期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）について同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）及び当期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）について同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）及び当期（平成21年6月1日から平成21年11月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月27日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年12月1日から平成21年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年1月22日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩部 俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年6月1日から平成21年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1)貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成21年5月31日現在)	当期 (平成21年11月30日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4,789,050,800	1,745,038,401
国債証券		19,490,960,199	13,992,514,431
現先取引勘定		4,493,925,000	4,998,450,000
未収利息		71,394	22,250
流動資産合計		28,774,007,393	20,736,025,082
資産合計		28,774,007,393	20,736,025,082
負債の部			
流動負債			
未払金		2,998,039,500	—
未払収益分配金		309,303	62,207
未払受託者報酬		13,770	2,727
未払委託者報酬		155,712	25,678
その他未払費用		1,110	298
流動負債合計		2,998,519,395	90,910
負債合計		2,998,519,395	90,910
純資産の部			
元本等			
元本		25,775,481,631	20,735,922,910
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		6,367	11,262
元本等合計		25,775,487,998	20,735,934,172
純資産合計		25,775,487,998	20,735,934,172
負債純資産合計		28,774,007,393	20,736,025,082

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
	自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	
	金 額	金 額	
営業収益			
受取利息	5,215,312	3,241,781	
有価証券売買等損益	31,233,301	16,068,232	
その他収益	23,710	56,450	
営業収益合計	36,472,323	19,366,463	
営業費用			
受託者報酬	792,390	616,289	
委託者報酬	8,959,978	6,230,638	
その他費用	63,911	60,835	
営業費用合計	9,816,279	6,907,762	
営業利益	26,656,044	12,458,701	
経常利益	26,656,044	12,458,701	
当期純利益	26,656,044	12,458,701	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—	
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	18,911	6,367	
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—	
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—	
分配金	26,668,588	12,453,806	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	6,367	11,262	

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	当期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日
1.運用資産の評価基準 及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は平成20年12月1日から平成21年5月31日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成21年6月1日から平成21年11月30日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成21年5月31日現在)	当期 (平成21年11月30日現在)
1.特定期間の末日における受益権の総数 25,775,481,631口	1.特定期間の末日における受益権の総数 20,735,922,910口
2.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額 10,000円)	2.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	当期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日																																																						
分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 26,674,955円のうち、26,668,588円（1万口当たり10.76円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 12,465,068円のうち、12,453,806円（1万口当たり5.38円）を分配金額としております。																																																						
<table><tr><th>項 目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>配当等収益額</td><td>A</td><td>5,215,312 円</td></tr><tr><td>有価証券売買等損益</td><td>B</td><td>31,233,301 円</td></tr><tr><td>その他収益</td><td>C</td><td>23,710 円</td></tr><tr><td>期首剰余金</td><td>D</td><td>18,911 円</td></tr><tr><td>控除費用</td><td>E</td><td>9,816,279 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>F=A + B + C + D - E</td><td>26,674,955 円</td></tr><tr><td>1 万口当たり分配金額</td><td>G</td><td>10.76 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>H</td><td>26,668,588 円</td></tr></table>	項 目			配当等収益額	A	5,215,312 円	有価証券売買等損益	B	31,233,301 円	その他収益	C	23,710 円	期首剰余金	D	18,911 円	控除費用	E	9,816,279 円	当ファンドの分配対象収益額	F=A + B + C + D - E	26,674,955 円	1 万口当たり分配金額	G	10.76 円	収益分配金金額	H	26,668,588 円	<table><tr><th>項 目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>配当等収益額</td><td>A</td><td>3,241,781 円</td></tr><tr><td>有価証券売買等損益</td><td>B</td><td>16,068,232 円</td></tr><tr><td>その他収益</td><td>C</td><td>56,450 円</td></tr><tr><td>期首剰余金</td><td>D</td><td>6,367 円</td></tr><tr><td>控除費用</td><td>E</td><td>6,907,762 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>F=A + B + C + D - E</td><td>12,465,068 円</td></tr><tr><td>1 万口当たり分配金額</td><td>G</td><td>5.38 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>H</td><td>12,453,806 円</td></tr></table>	項 目			配当等収益額	A	3,241,781 円	有価証券売買等損益	B	16,068,232 円	その他収益	C	56,450 円	期首剰余金	D	6,367 円	控除費用	E	6,907,762 円	当ファンドの分配対象収益額	F=A + B + C + D - E	12,465,068 円	1 万口当たり分配金額	G	5.38 円	収益分配金金額	H	12,453,806 円
項 目																																																							
配当等収益額	A	5,215,312 円																																																					
有価証券売買等損益	B	31,233,301 円																																																					
その他収益	C	23,710 円																																																					
期首剰余金	D	18,911 円																																																					
控除費用	E	9,816,279 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	F=A + B + C + D - E	26,674,955 円																																																					
1 万口当たり分配金額	G	10.76 円																																																					
収益分配金金額	H	26,668,588 円																																																					
項 目																																																							
配当等収益額	A	3,241,781 円																																																					
有価証券売買等損益	B	16,068,232 円																																																					
その他収益	C	56,450 円																																																					
期首剰余金	D	6,367 円																																																					
控除費用	E	6,907,762 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	F=A + B + C + D - E	12,465,068 円																																																					
1 万口当たり分配金額	G	5.38 円																																																					
収益分配金金額	H	12,453,806 円																																																					

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期（自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	当期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日
期首元本額 26,446,334,043円	期首元本額 25,775,481,631円
期中追加設定元本額 6,555,937,752円	期中追加設定元本額 2,388,954,657円
期中一部解約元本額 7,226,790,164円	期中一部解約元本額 7,428,513,378円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日		当期 自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日	
	貸借対照表 計上額(円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
国 債 証 券	19,490,960,199	133,634	13,992,514,431	67,170
合 計	19,490,960,199	133,634	13,992,514,431	67,170

3. デリバティブ取引関係

前期（自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

当期（自 平成21年 6月 1日 至 平成21年11月30日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年11月30日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第18回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,479,225	
	第30回国庫短期証券	2,500,000,000	2,499,888,335	
	第33回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,299,900	
	第37回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,739,783	
	第44回国庫短期証券	1,000,000,000	999,707,620	
	第48回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,169,545	
	第52回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,408,702	
	第59回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,136,296	
	第61回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,685,025	
小 計	銘柄数：9	14,000,000,000	13,992,514,431	
	組入時価比率：67.5%		100%	
合 計			13,992,514,431	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

純資産額計算書

平成21年12月30日現在

I 資産総額	20,335,469,685 円
II 負債総額	68,818 円
III 純資産総額 (I - II)	20,335,400,867 円
IV 発行済口数	20,335,386,256 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0000 円
(1万口当たりの純資産額)	(10,000) 円

第5 設定及び解約の実績 (原請求目論見書 19 ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第16期特定期間 (平成11年11月30日～平成12年 5月30日)	271,216,605,420	177,164,724,447
第17期特定期間 (平成12年 5月31日～平成12年11月29日)	251,491,027,041	293,257,700,783
第18期特定期間 (平成12年11月30日～平成13年 5月30日)	203,502,585,035	189,327,543,235
第19期特定期間 (平成13年 5月31日～平成13年11月30日)	97,975,254,706	142,636,889,385
第20期特定期間 (平成13年12月 1日～平成14年 5月31日)	21,149,360,233	158,870,796,812
第21期特定期間 (平成14年 6月 1日～平成14年11月30日)	10,185,139,214	22,463,851,898
第22期特定期間 (平成14年12月 1日～平成15年 5月31日)	8,755,093,761	21,955,871,373
第23期特定期間 (平成15年 6月 1日～平成15年11月30日)	3,895,017,111	12,504,689,718
第24期特定期間 (平成15年12月 1日～平成16年 5月31日)	3,567,942,953	10,393,758,580
第25期特定期間 (平成16年 6月 1日～平成16年11月30日)	4,533,172,494	7,651,308,469
第26期特定期間 (平成16年12月 1日～平成17年 5月31日)	2,803,507,398	5,431,915,568
第27期特定期間 (平成17年 6月 1日～平成17年11月30日)	4,445,012,696	5,985,518,045
第28期特定期間 (平成17年12月 1日～平成18年 5月31日)	3,467,540,267	6,867,398,705
第29期特定期間 (平成18年 6月 1日～平成18年11月30日)	6,115,873,222	5,370,241,145
第30期特定期間 (平成18年12月 1日～平成19年 5月31日)	9,435,137,827	6,170,839,861
第31期特定期間 (平成19年 6月 1日～平成19年11月30日)	8,510,700,025	9,365,650,194
第32期特定期間 (平成19年12月 1日～平成20年 5月31日)	5,405,450,402	6,827,542,634
第33期特定期間 (平成20年 6月 1日～平成20年11月30日)	12,336,795,985	8,563,690,836
第34期特定期間 (平成20年12月 1日～平成21年 5月31日)	6,555,937,752	7,226,790,164
第35期特定期間 (平成21年 6月 1日～平成21年11月30日)	2,388,954,657	7,428,513,378

りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MMF

投資信託説明書
(交付目論見書)
2009年8月

このファンドは課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年8月28日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月29日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「リそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■ ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に内外の公社債を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

■ ファンドにかかる手数料等について

＜直接ご負担いただく費用＞

◆ 申込手数料

ファンドには申込手数料はありません。

◆ 換金(解約)手数料

ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆ 信託財産留保額

取得日から解約お申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満のご解約については、1万口につき10円とし、ご解約の際にご負担いただきます。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

＜間接的にご負担いただく費用＞

◆信託報酬

ファンドの信託元本に対して年 1.01359%以内の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や、合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年 8月28日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		4
第1 ファンドの状況		4
1 ファンドの性格		4
2 投資方針		9
3 投資リスク		15
4 手数料等及び税金		17
5 運用状況		20
6 手続等の概要		23
7 管理及び運営の概要		25
第2 財務ハイライト情報		29
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		33
第4 ファンドの詳細情報の項目		34
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

商 品 分 類	追加型投信／国内／債券／MMF
運用の基本方針	内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは公社債などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益分配金が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	毎日
分 配 方 針	毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	『取得日』の前日の基準価額とします。 取得日は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間によって異なります。 ①お申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。 ※ ただし、お申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。 ②お申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。 ※ ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。
お 申 込 単 位	1円以上 1円単位
お 申 込 手 数 料	ありません。
ご 解 約（換金）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日の翌営業日以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約お申込日の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、信託財産留保額がある場合はこれを控除した額とします（下記をご参照ください）。
信 託 財 産 留 保 額	取得日から解約お申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満のご解約については、1万口につき10円とし、ご解約の際にご負担いただきます。
信 託 報 酬	信託元本に対して年率1.01359%※以内の率を乗じて得た額とします。 ※信託報酬の詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	株式会社りそな銀行



マル優制度をご利用になれます。

ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）のご利用が可能です。

※同制度は、平成 18 年以降、障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されております。

※障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）用語集

本投資信託説明書（交付目論見書）中で使用されている用語等についての簡単な解説です。

運 用 報 告 書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと（日々決算型・毎月決算型の場合は 6 カ月経過ごと）および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解 約 価 額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
公 社 債 投 資 信 託	株式を一切組み入れず、国債や社債といった公社債を中心に、短期金融商品も運用対象とする投資信託です。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基 準 価 額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は 1 口 1 円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1 口 1 円でスタートするものは便宜上 1 万口当たりの価額で表示されます。
収 益 分 配 金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた（分配落ち）後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金（非課税）となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金（課税）となります。なお、分配は行われないこともあります。
純 資 産 総 額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償 還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日（信託終了日）に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信 託 報 酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
ポ ー ト フ ォ リ オ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 ：追加型

指定格付機関による格付け ：格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

5,000 億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

取得日の前日の基準価額※とします（当初元本：1 口＝1 円）。

取得日は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

①申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社（販売会社については、「(12) その他 ④ 委託会社のお問い合わせ先」にご照会ください。）において確認できた場合は、申込日が取得日となります。ただし、申込日の前日の基準価額が、1 口当たり 1 円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

②申込日の正午を過ぎて申込金を払い込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1 口当たり 1 円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が 1 口当たり 1 円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

基準価額は、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12) その他 ④ 委託会社のお問い合わせ先」をご参照ください。）または販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせください。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(5) 申込手数料

ありません。

(6) 申込単位

1 円以上 1 円単位です（自動けいぞく投資専用）。

(7) 申込期間

平成 21 年 8 月 29 日から平成 22 年 8 月 31 日まで※

※申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については、「(12) その他 ④委託会社のお問い合わせ先」にご照会ください。）にお問い合わせください。

(9) 払込期日

申込代金（取得日の前日の基準価額に取得申込口数を乗じた金額）は販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が申込代金の支払いを確認できた時間により、受益権の取得日が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は、下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

①申込みの方法等

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。販売会社は、ファンドの取得申込みに際し、書面で取引に関する確認を行う場合があります。

その際、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します（ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです。）。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

④委託会社のお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／国内／債券／MMFに属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
不動産投信		特殊型		
追加型投信	その他資産（ ）		ETF	
	資産複合			
	内外			

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなります。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
MMF (マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経 225	ブル・ベア型
	年2回	日本				条件付運用型
		北米			TOPIX	
債券 一般	年4回	欧州				ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
公債 社債 その他債券 クレジット属 性()	年6回 (隔月)	アジア オセアニア	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 ()	その他 ()
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米 アフリカ				
その他資産 ()		中近東 (中東)				
資産複合 ()	日々	エマージング				
資産配分固定型 資産配分変型	その他 ()					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券 一般	目論見書または投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるものをいい、公債、社債およびその他債券にあてはまらないものすべてのものをいいます。
日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※ 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ファンドの特色

1) 内外の公社債に投資を行います。

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

2) 取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込み手数料はかかりません。

※取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。

1. 取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。
2. 取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

※ご換金について、取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額^{※1}が差し引かれます。

※1「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

- 3) 収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行い運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

- 4) 収益分配金は、1ヵ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に1ヵ月[※]分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

※前月の最終営業日（その翌日以降に取得された場合は取得日）から当月の最終営業日の前日までの期間

- 5) マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優）適格の投資信託です。

平成18年以降、マル優制度は障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改められました。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

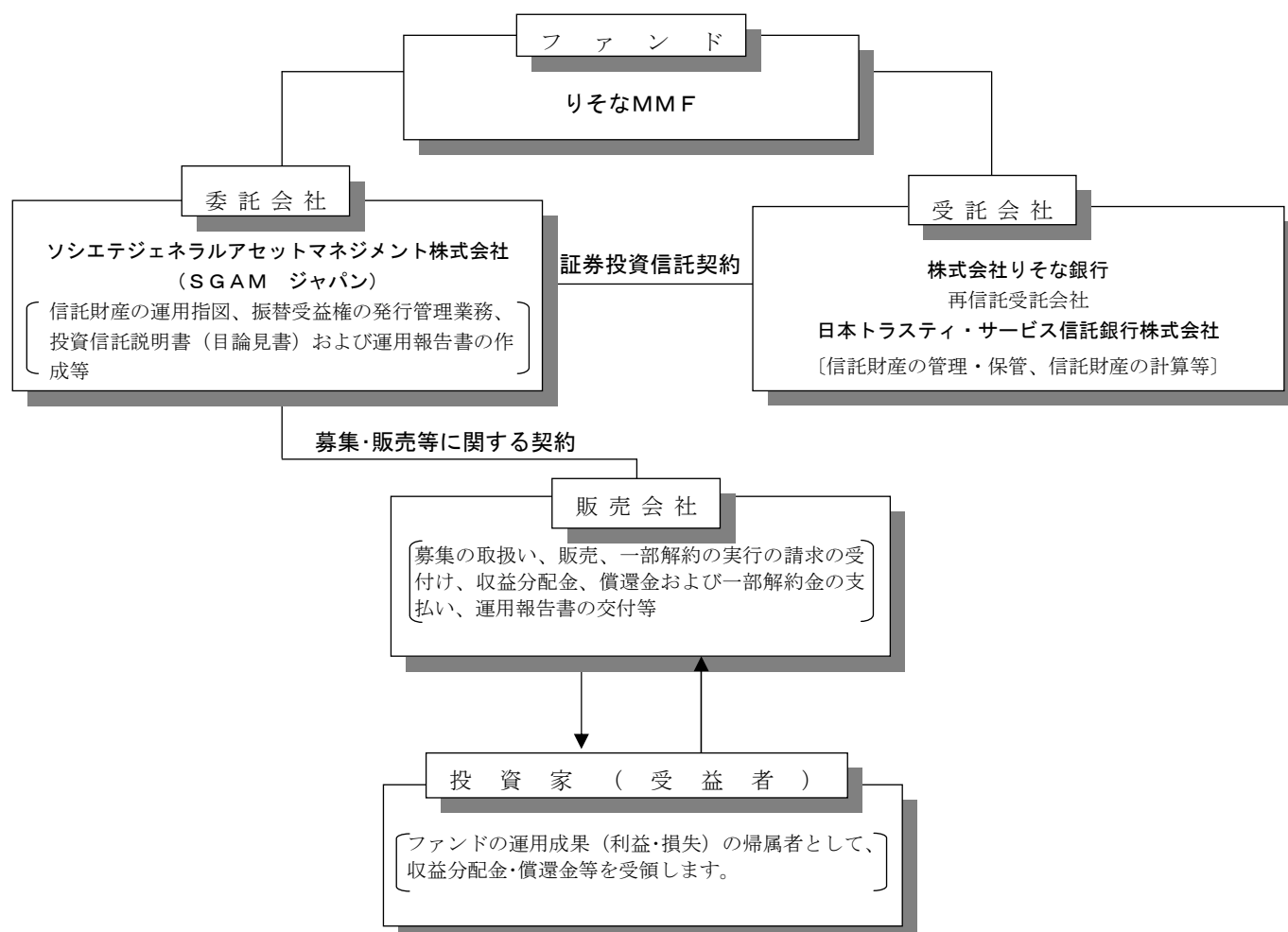
④信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) ファンドの仕組み

①委託会社及びファンドの関係法人

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約（信託約款）)	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

②委託会社の概況

委託会社の概況

名 称 等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 350 号）			
資 本 の 額	12 億円			
会 社 の 沿 革	昭和 46 年 11 月 22 日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和 55 年 1 月 4 日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成 10 年 1 月 28 日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現 SGAM ノースパシフィック株式会社）が主要株主となる 平成 10 年 4 月 1 日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 10 年 11 月 30 日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成 16 年 8 月 1 日 リそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	SGAM ノースパシフィック株式会社	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

SGAM

（本社・フランス パリ）

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

SGAM ジャパン

（本社・日本 東京）

2 投資方針

(1) 投資方針

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

(2) 投資対象

①主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
 5. コマーシャル・ペーパー
 6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）
- なお、1. から 4. までの証券および 6. の証券のうち 1. から 4. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

- ③有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨の選択権取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。

- ④信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑤信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図ができます。
- ⑥信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図ができます。

(3) 運用体制

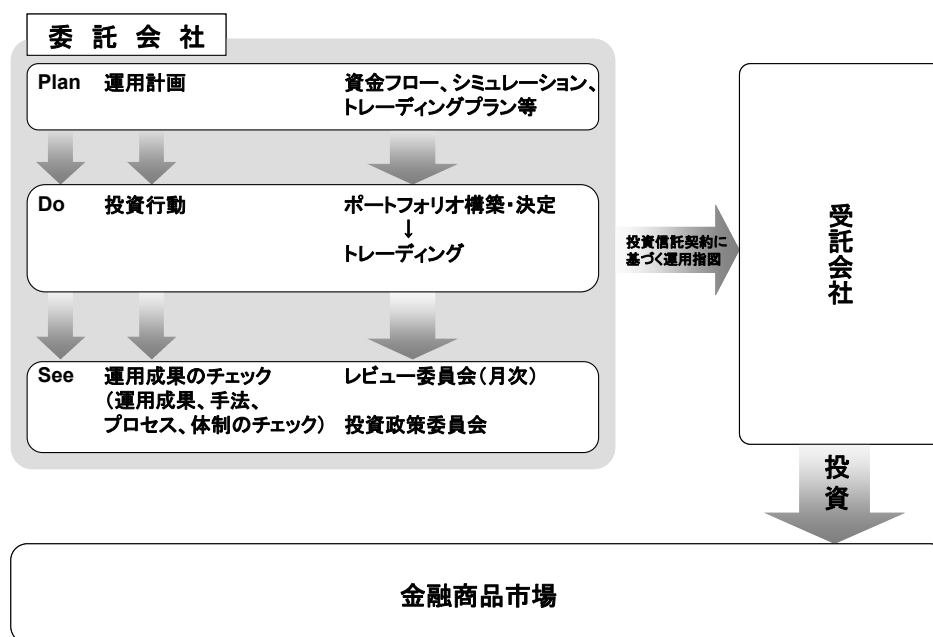
①投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

運用体制



※ 委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部 （５名程度）
 投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（５名程度）
 運用成果のチェック・・レビュー委員会（７名以上）、投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
 証券投資信託の運用に関する規則
 内部管理体制に関する規程
 服務規程（ファンド・マネージャー用）

クレジット委員会運用規定
証券先物取引に関する社内基準
各種業務マニュアル
コンプライアンス・マニュアル
リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 分配方針

①収益分配方針

ファンドは毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

②収益の分配

信託財産から生ずる利益（以下の1）に掲げる収益等の合計額が以下の2）に掲げる経費等の合計額を超える場合の差額をいいます。）は、その全額を毎日、収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（以下の1）の合計額が2）の合計額に満たない場合の差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、その損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1) 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金

2) 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

③収益分配金の再投資

1) 受託者が、委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（その翌日以降に追加設定を行った場合については追加設定日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。

2) 販売会社は、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づき、各受益者毎に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資します。

なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、取得のお申込みは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得

申込者とします。)に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

(イ) 投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。）、外国または外国法人の発行する円貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する円貨建公社債については、金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

(ロ) 株式への投資制限

株式および新株引受権証券への投資は行いません。

(ハ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(ニ) 先物取引等の運用指図

1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

2. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この（ニ）で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことを指図できます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことを指図できます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券の利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ホ) スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(へ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ト) 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前記1)の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3) 前記2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- 4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

このほか、委託会社は社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」（平成16年3月19日制定）に基づいた運用を行っております。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、公社債などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金※と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※ 預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 基準価額の主な変動要因

1) 金利リスク

ファンドは主として債券に投資を行います。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等に左右されます。

2) 信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が発生した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

3) 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする場合、需要（または供給）がないため、市場実勢を大幅に下回る（上回る）価格でしか取引ができなくなるリスクをいいます。一般に、市場規模や取引量の少ない有価証券を売買するにあたり、短時間での大量の売買により市場が大きなインパクトを受ける場合や市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなるおそれがあり、それらの影響により、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

4) 為替リスク※

外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券等が現

地通貨建てで値上がりした場合でも、投資先通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建て証券の円換算価格は下落することがあります。なお、ファンドにおいて、外貨建資産へ投資するにあたっては、為替ヘッジ等の活用により極力為替変動リスクを回避することに努めます。

※ただし、前記「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会 平成16年3月19日制定）の「投資制限」の規定において、「投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。」とされており、ファンドは、外貨建資産への投資を行っておりません。

投資信託と預貯金・投資家等保護制度との関係について

投資信託は預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

② その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

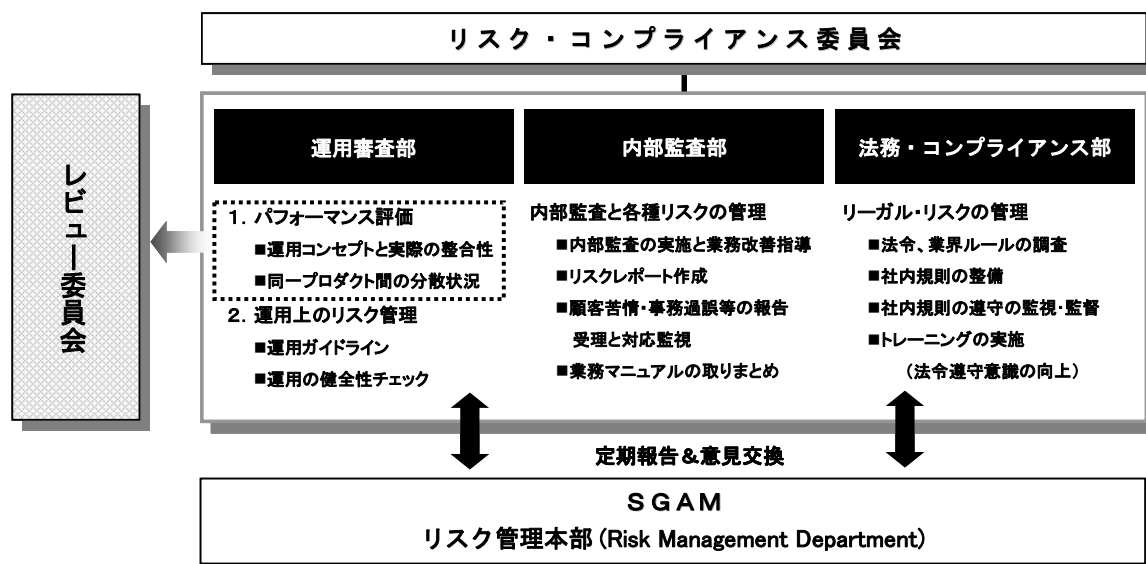
2) 解約の中止

金融商品市場（本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※委託会社のリスク管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

ありません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

ただし、ご換金の際に、取得日^{※1}から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額^{※2}が差し引かれます。

※1「取得日」については、「6 手続等の概要（1）申込（販売）手続等」をご参照ください。

※2「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

(3) 信託報酬等

信託報酬等の額

委託会社（販売会社に対する報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎日計上します。

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114を乗じて得た率以内の率とし

ます。ただし、当該率が年 10,000 分の 35.557 以下の場合には、年 10,000 分の 35.557 以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

※信託報酬率は、委託会社（後述の「6 手続等の概要（1）申込（販売）手続等」のお問い合わせ先をご参照ください。）にお問い合わせください。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その分配については次の通りとします。

委託会社	販売会社（①）	受託会社（②）	
信託報酬率－ （①＋②）	信託報酬率× 24.557／35.557	次の 1. あるいは 2. の率のうち、いずれか低い率	
		1. 年万分の 2.5	
		2. 信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率。	
		（信託報酬率）	
		年 0.15%超	信託報酬率×7.03／100
		年 0.10%超 0.15%以下	信託報酬率×7.45／100
		年 0.05%超 0.10%以下	信託報酬率×8.08／100
		年 0.01%超 0.05%以下	信託報酬率×9.43／100
年 0.005%超 0.01%以下	信託報酬率×11.32／100		
年 0.005%以下	信託報酬率×13.81／100		

※販売会社に分配される額には、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

(4) その他の手数料等

① 信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。
- 2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、毎日信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払われます。

② その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

(5) 課税上の取扱い

受益者（法人を含みます。）に対する課税については、次のような取扱いになります。なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

① 収益分配金

ファンドの収益分配金は、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税で、確定申告の必要はありません。なお、法人受益者の場合、源泉徴収された税金は、申告の際に税額控除の対象となります。また、一部解約時にお受取りの収益分配金に対する税金も税額控除の対象となります。

② 一部解約時および償還時

基準価額および償還価額の元本超過額に対して、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の

源泉分離課税となります。

③ マル優制度について

ファンドはマル優の対象となっており、元金 350 万円まで非課税となります。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 21 年 6 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	17,988,261,390	71.05
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	7,328,100,989	28.95
合計 (純資産総額)	—	25,316,362,379	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

平成 21 年 6 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	額面 (円)	帳簿価額		時価評価額		利 率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
日本	国債証券	第 30 回国庫短期証券	2,500,000,000	99.91	2,497,996,490	99.91	2,497,996,490	0	2009 年 12 月 10 日	9.87
		第 14 回国庫短期証券	2,000,000,000	99.99	1,999,936,604	99.99	1,999,936,604	0	2009 年 7 月 6 日	7.90
		第 562 回政府短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,929,764	99.99	1,499,929,764	0	2009 年 7 月 10 日	5.92
		第 16 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.99	1,499,893,020	99.99	1,499,893,020	0	2009 年 7 月 13 日	5.92
		第 27 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,583,114	99.97	1,499,583,114	0	2009 年 8 月 24 日	5.92
		第 28 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.97	1,499,552,945	99.97	1,499,552,945	0	2009 年 8 月 31 日	5.92
		第 29 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.96	1,499,506,972	99.96	1,499,506,972	0	2009 年 9 月 7 日	5.92
		第 15 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.93	1,499,032,136	99.93	1,499,032,136	0	2009 年 10 月 9 日	5.92
		第 23 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.93	1,499,000,448	99.93	1,499,000,448	0	2009 年 11 月 10 日	5.92
		第 33 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.8	1,497,012,405	99.8	1,497,012,405	0	2010 年 6 月 21 日	5.91
		第 18 回国庫短期証券	1,500,000,000	99.78	1,496,817,492	99.78	1,496,817,492	0	2010 年 4 月 20 日	5.91

※全 11 銘柄

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

※単価は額面 100 円当たりの価格です。

種類別投資比率

平成 21 年 6 月 30 日現在

地域	種類	投資比率 (%)
日本	国債証券	71.05
合計		71.05

※投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成 21 年 6 月 30 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末、および下記各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および基準価額（1 万円当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 13 期特定期間末（平成 10 年 11 月 29 日）	69,303	69,304	10,000	10,000
第 14 期特定期間末（平成 11 年 5 月 30 日）	103,914	103,915	10,000	10,000
第 15 期特定期間末（平成 11 年 11 月 29 日）	188,465	183,466	10,000	10,000
第 16 期特定期間末（平成 12 年 5 月 30 日）	282,517	282,518	10,000	10,000
第 17 期特定期間末（平成 12 年 11 月 29 日）	240,750	240,751	10,000	10,000
第 18 期特定期間末（平成 13 年 5 月 30 日）	254,925	254,926	10,000	10,000
第 19 期特定期間末（平成 13 年 11 月 30 日）	210,263	210,264	10,000	10,000
第 20 期特定期間末（平成 14 年 5 月 31 日）	72,542	72,542	10,000	10,000
第 21 期特定期間末（平成 14 年 11 月 30 日）	60,263	60,263	10,000	10,000
第 22 期特定期間末（平成 15 年 5 月 31 日）	47,062	47,062	10,000	10,000
第 23 期特定期間末（平成 15 年 11 月 30 日）	38,453	38,453	10,000	10,000
第 24 期特定期間末（平成 16 年 5 月 31 日）	31,627	31,627	10,000	10,000
第 25 期特定期間末（平成 16 年 11 月 30 日）	28,509	28,509	10,000	10,000
第 26 期特定期間末（平成 17 年 5 月 31 日）	25,880	25,880	10,000	10,000
第 27 期特定期間末（平成 17 年 11 月 30 日）	24,340	24,340	10,000	10,000
第 28 期特定期間末（平成 18 年 5 月 31 日）	20,940	20,940	10,000	10,000
第 29 期特定期間末（平成 18 年 11 月 30 日）	21,685	21,686	10,000	10,000
第 30 期特定期間末（平成 19 年 5 月 31 日）	24,950	24,950	10,000	10,000
第 31 期特定期間末（平成 19 年 11 月 30 日）	24,095	24,095	10,000	10,000
第 32 期特定期間末（平成 20 年 5 月 31 日）	22,673	22,673	10,000	10,000
第 33 期特定期間末（平成 20 年 11 月 30 日）	26,446	26,446	10,000	10,000
第 34 期特定期間末（平成 21 年 5 月 31 日）	25,775	25,775	10,000	10,000
平成 20 年 6 月末日	23,952	—	10,000	—
7 月末日	25,580	—	10,000	—
8 月末日	26,928	—	10,000	—
9 月末日	28,424	—	10,000	—
10 月末日	26,727	—	10,000	—
11 月末日	26,446	—	10,000	—
12 月末日	24,774	—	10,000	—
平成 21 年 1 月末日	24,716	—	10,000	—
2 月末日	24,274	—	10,000	—
3 月末日	22,618	—	10,000	—
4 月末日	23,694	—	10,000	—
5 月末日	25,775	—	10,000	—
6 月末日	25,316	—	10,000	—

② 分配の推移

計算期間	1 万口当たり 分配金 (円)
第 13 期特定期間(平成 10 年 5 月 29 日～平成 10 年 11 月 29 日)	26.65
第 14 期特定期間(平成 10 年 11 月 30 日～平成 11 年 5 月 30 日)	19.29
第 15 期特定期間(平成 11 年 5 月 31 日～平成 11 年 11 月 29 日)	11.71
第 16 期特定期間(平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 5 月 30 日)	10.42
第 17 期特定期間(平成 12 年 5 月 31 日～平成 12 年 11 月 29 日)	10.91
第 18 期特定期間(平成 12 年 11 月 30 日～平成 13 年 5 月 30 日)	11.93
第 19 期特定期間(平成 13 年 5 月 31 日～平成 13 年 11 月 30 日)	6.04
第 20 期特定期間(平成 13 年 12 月 1 日～平成 14 年 5 月 31 日)	6.16
第 21 期特定期間(平成 14 年 6 月 1 日～平成 14 年 11 月 30 日)	1.56
第 22 期特定期間(平成 14 年 12 月 1 日～平成 15 年 5 月 31 日)	1.22
第 23 期特定期間(平成 15 年 6 月 1 日～平成 15 年 11 月 30 日)	0.46
第 24 期特定期間(平成 15 年 12 月 1 日～平成 16 年 5 月 31 日)	0.37
第 25 期特定期間(平成 16 年 6 月 1 日～平成 16 年 11 月 30 日)	0.36
第 26 期特定期間(平成 16 年 12 月 1 日～平成 17 年 5 月 31 日)	0.41
第 27 期特定期間(平成 17 年 6 月 1 日～平成 17 年 11 月 30 日)	0.66
第 28 期特定期間(平成 17 年 12 月 1 日～平成 18 年 5 月 31 日)	1.73
第 29 期特定期間(平成 18 年 6 月 1 日～平成 18 年 11 月 30 日)	11.97
第 30 期特定期間(平成 18 年 12 月 1 日～平成 19 年 5 月 31 日)	19.79
第 31 期特定期間(平成 19 年 6 月 1 日～平成 19 年 11 月 30 日)	24.65
第 32 期特定期間(平成 19 年 12 月 1 日～平成 20 年 5 月 31 日)	23.27
第 33 期特定期間(平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 11 月 30 日)	24.14
第 34 期特定期間(平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日)	10.76

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第 13 期特定期間(平成 10 年 5 月 29 日～平成 10 年 11 月 29 日)	0.27
第 14 期特定期間(平成 10 年 11 月 30 日～平成 11 年 5 月 30 日)	0.19
第 15 期特定期間(平成 11 年 5 月 31 日～平成 11 年 11 月 29 日)	0.12
第 16 期特定期間(平成 11 年 11 月 30 日～平成 12 年 5 月 30 日)	0.10
第 17 期特定期間(平成 12 年 5 月 31 日～平成 12 年 11 月 29 日)	0.11
第 18 期特定期間(平成 12 年 11 月 30 日～平成 13 年 5 月 30 日)	0.12
第 19 期特定期間(平成 13 年 5 月 31 日～平成 13 年 11 月 30 日)	0.06
第 20 期特定期間(平成 13 年 12 月 1 日～平成 14 年 5 月 31 日)	0.06
第 21 期特定期間(平成 14 年 6 月 1 日～平成 14 年 11 月 30 日)	0.02
第 22 期特定期間(平成 14 年 12 月 1 日～平成 15 年 5 月 31 日)	0.01
第 23 期特定期間(平成 15 年 6 月 1 日～平成 15 年 11 月 30 日)	0.00
第 24 期特定期間(平成 15 年 12 月 1 日～平成 16 年 5 月 31 日)	0.00
第 25 期特定期間(平成 16 年 6 月 1 日～平成 16 年 11 月 30 日)	0.00
第 26 期特定期間(平成 16 年 12 月 1 日～平成 17 年 5 月 31 日)	0.00
第 27 期特定期間(平成 17 年 6 月 1 日～平成 17 年 11 月 30 日)	0.01
第 28 期特定期間(平成 17 年 12 月 1 日～平成 18 年 5 月 31 日)	0.02
第 29 期特定期間(平成 18 年 6 月 1 日～平成 18 年 11 月 30 日)	0.12
第 30 期特定期間(平成 18 年 12 月 1 日～平成 19 年 5 月 31 日)	0.20
第 31 期特定期間(平成 19 年 6 月 1 日～平成 19 年 11 月 30 日)	0.25
第 32 期特定期間(平成 19 年 12 月 1 日～平成 20 年 5 月 31 日)	0.23
第 33 期特定期間(平成 20 年 6 月 1 日～平成 20 年 11 月 30 日)	0.24
第 34 期特定期間(平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 5 月 31 日)	0.11

(注)収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

1) ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

2) 1口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

1. 申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

2. 申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

3) ファンドのお申込単位は1円以上1円単位とします。

4) なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

(2) 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、上記(1)申込（販売）手続等のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

1) 解約請求によりいつでも換金することができます。

2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

- 3) 販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受付けた場合には、一部解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額※を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を途中で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

- 4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 5) 解約代金（一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。）は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払うものとします。
- 6) 販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 7) 解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- 8) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- 9) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記 2) の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（ただし便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されます。）。

2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「6 手続等の概要（1）申込（販売）手続等」をご参照ください。

3) 組入資産の評価方法について（「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会平成 16 年 3 月 19 日制定））

a. 組入れ債券等の評価

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

① 日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）

② 金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金商法第 28 条第 1 項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。）または銀行等が提示する価額（売気配相場を除く。）

③ 価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、投資信託協会規則の他の規定に基づき評価するものとする。

b. 償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

① 残存期間が 1 年以内の債券で、A-2 または P-2 格相当以上の短期格付もしくは A 3 または A- 格相当以上の長期格付を取得している債券

② 満期保有目的債券

(2) (1) に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日（応答日が休日になる場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 償却原価法により評価している債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託会社は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4) 外貨建資産の円換算および予約為替の評価

1. 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
2. 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

5) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

(2) 信託期間

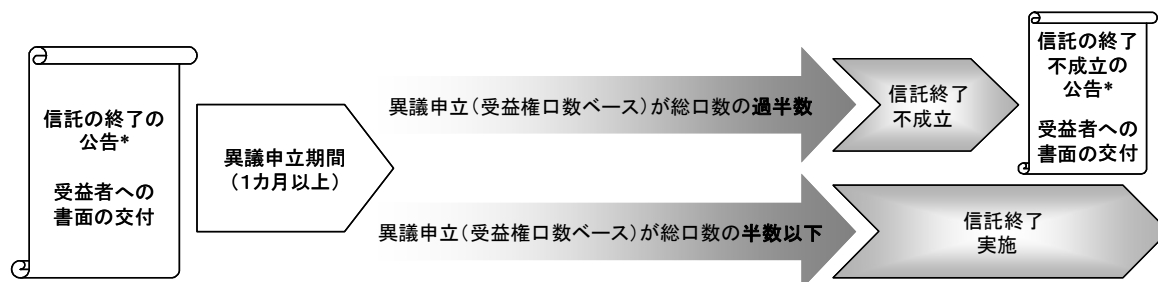
ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(4) 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(3) 計算期間

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(4) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

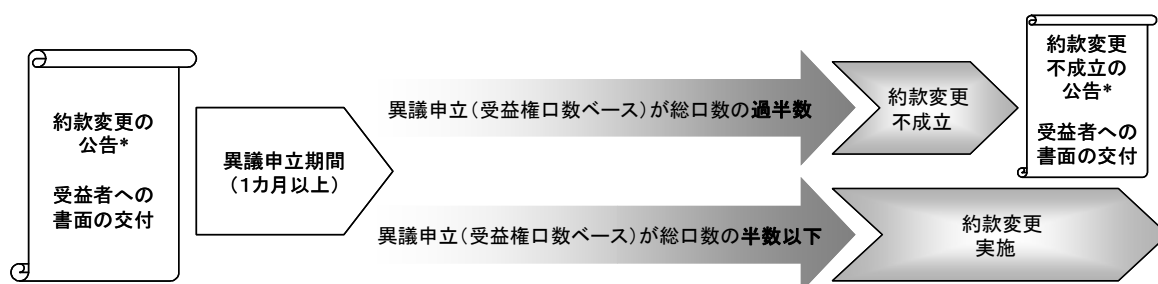
6. 前記3.～5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うこ

とが困難な場合には適用しません。

7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ～5. までの規定にしたがいます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(6) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「(4) 信託の終了」または「(5) 信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

(7) 運用経過の報告

毎年5月および11月の決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用法高所を作成し、販売会社より送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を5月と11月の計算期間の終了後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成20年6月1日から平成20年11月30日まで)及び当期(平成20年12月1日から平成21年5月31日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成20年6月1日から平成20年11月30日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年12月1日から平成21年5月31日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成20年6月1日から平成20年11月30日まで)及び当期(平成20年12月1日から平成21年5月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前期 (平成20年11月30日現在)	当期 (平成21年5月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,458,377,236	4,789,050,800
国債証券		20,986,535,398	19,490,960,199
現先取引勘定		5,998,563,000	4,493,925,000
未収利息		267,204	71,394
流動資産合計		29,443,742,838	28,774,007,393
資産合計		29,443,742,838	28,774,007,393
負債の部			
流動負債			
未払金		2,996,157,000	2,998,039,500
未払収益分配金		1,057,852	309,303
未払受託者報酬		14,130	13,770
未払委託者報酬		159,762	155,712
その他未払費用		1,140	1,110
流動負債合計		2,997,389,884	2,998,519,395
負債合計		2,997,389,884	2,998,519,395
純資産の部			
元本等			
元本		26,446,334,043	25,775,481,631
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		18,911	6,367
元本等合計		26,446,352,954	25,775,487,998
純資産合計		26,446,352,954	25,775,487,998
負債純資産合計		29,443,742,838	28,774,007,393

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	前 期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	当 期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
	金 額	金 額
営業収益		
受取利息	23,585,795	5,215,312
有価証券売買等損益	49,440,422	31,233,301
その他収益	95,740	23,710
営業収益合計	73,121,957	36,472,323
営業費用		
受託者報酬	844,341	792,390
委託者報酬	9,547,416	8,959,978
その他費用	68,113	63,911
営業費用合計	10,459,870	9,816,279
営業利益	62,662,087	26,656,044
経常利益	62,662,087	26,656,044
当期純利益	62,662,087	26,656,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	11,525	18,911
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	62,654,701	26,668,588
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,911	6,367

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	当 期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は平成20年6月1日から平成20年11月30日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成20年12月1日から平成21年5月31日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載

または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
約 款

【運用の基本方針】

約款第 15 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。

【運用方法】

(1) 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行なうことができます。

又、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

【運用制限】

- (1) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- (2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (3) 有価証券先物取引等は、約款第 17 条の範囲で行ないます。
- (4) スワップ取引は、約款第 17 条の 2 の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者としてします。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

【信託の目的および金額】

第 2 条 委託者は、金 1 千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5 千億円を限度として信託金を追加することができるものと、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結の日から第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割】

第 6 条 委託者は、第 2 条に規定する信託によって生じた受益権を 1 千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

【追加信託金および基準価額の計算方法】

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② 追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前

日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の変化する受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して

平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の取得単位および価額】

第11条 指定販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、別に定めりそのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「りそのMMF（マネー・マネージメント・ファンド）自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合
……取得申込受付日の前日の基準価額
2. 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合
……取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

- ② 前項第2号の場合において、当該基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの

信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【運用の指図範囲】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利と同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する公社債の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国ま

たは外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については金融商品取引所(この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所におけ

る通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお現物オプション取引は預金に限るものとします。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第 17 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 18 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付

の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 19 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第 20 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

- 第 21 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【保管業務の委任】

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 22 条の 2 （削除）

【混蔵寄託】

第 23 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 24 条 （削除）

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第 26 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 27 条 委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第 27 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内。
- ③ 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものが

あるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第 30 条 この信託の計算期間は、信託期間中の各 1 日とします。

【信託財産に関する報告】

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第 32 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる監査報酬の額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了の時当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第 33 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 101.359 以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

- 1. この信託契約締結の日から平成 4 年 7 月 5 日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、年 10,000 分の 30 以内の率とします。
- 2. 平成 4 年 7 月 6 日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7.1114（ただし、平成 11 年 11 月 30 日までに於いては、6.7114）を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年 10,000 分の 35.557（ただし、平成 11 年 11 月 30 日までに於いては、33.557）以下の場合には、年 10,000 分の 35.557（ただし、平成 11 年 11 月 30 日までに於いては 33.557）以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

- ② 前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了の時信託財産中から支弁し、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

【収益の分配】

第34条 信託財産から生ずる利益(第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

【一部解約金および追加信託金の計理処理】

第35条 信託の一部解約金(第40条第2項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。)が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

【収益分配金の再投資】

第36条 受託者が、委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日(この信託の契約締結日を含む月については契約締結日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に指定販売会社に交付されます。

- ② 指定販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込は、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

【一部解約金、収益分配金および償還金の支払い】

第37条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から指定販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金

にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、第36条第1項に規定する収益分配金については、原則として、同条第1項中の委託者が指定販売会社に交付する日に、第37条第1項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、指定販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第37条第2項に規定する償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、同条第2項中の支払開始日前に、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、第37条第1項および第2項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、ならびに第40条第7項、第42条、第43条、第44条第1項および第46条第2項に規定する信託終了による償還金について、第37条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託者が受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第40条 受益者(指定販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権について、委託者に解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ② 委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- ③ 指定販売会社が、第9条の規定による受益権の発行の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について第1項の請求を受付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第37条第1項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し、返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- ⑦ (削除)
- ⑧ (削除)

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の口数が5億口を下回るようになった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であ

ると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ (削除)

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。ものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第47条の2 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第14条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成4年6月30日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号
りそな信託銀行株式会社



りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MMF

投資信託説明書
(請求目論見書)
2009年8月

このファンドは課税上、公社債投資信託として取り扱われます。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

1. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成21年8月28日に関東財務局長に提出しており、平成21年8月29日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成21年 8月28日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	1
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	8
第4 ファンドの経理状況	10
1 財務諸表	13
2 ファンドの現況	19
第5 設定及び解約の実績	19

第1 ファンドの沿革

平成4年6月30日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日	ファンドの名称を「あさひ東京MMF（マネー・マネージメント・ファンド）」から「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- 1) ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、以下のお問い合わせ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。
- 2) 1口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。
 1. 申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。
ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。
 2. 申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。
ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。
- 3) ファンドのお申込単位は1円以上1円単位とします。
- 4) なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、販売会社にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: www.sgam.co.jp

2 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、上記「1 申込（販売）手続等」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

- 1) 解約請求によりいつでも換金することができます。
- 2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

- 3) 販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、一部解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額※を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を途中で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

- 4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 5) 解約代金（一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。）は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払うものとします。
- 6) 販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 7) 解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場（本書において、金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）が半休日の場合は午前 11 時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- 8) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- 9) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記 2) の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当

該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。）

2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

3) 組入資産の評価方法について（「MMF等の運営に関する規則」（社団法人投資信託協会平成16年3月19日制定））

a. 組入れ債券等の評価

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

① 日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値（平均値）

② 金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。）また登録金融機関等が提示する価額（売気配相場を除く。）

③ 価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、投資信託協会規則の他の規定に基づき評価するものとする。

b. 償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

① 残存期間が1年以内の債券で、A-2またはP-2格相当以上の短期格付もしくはA3またはA格相当以上の長期格付を取得している債券

② 満期保有目的債券

(2) (1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日（応答日が休日に当たる場合は休日明け営業日）の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額（割引債は税込みの価額（額面価額に源泉税額を加えた価額）とする。）の差額を当該期間で日割り計算して得

た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

- (3) 償却原価法により評価している債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4) 外貨建資産の円換算および予約為替の評価

1. 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
2. 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

5) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 1)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

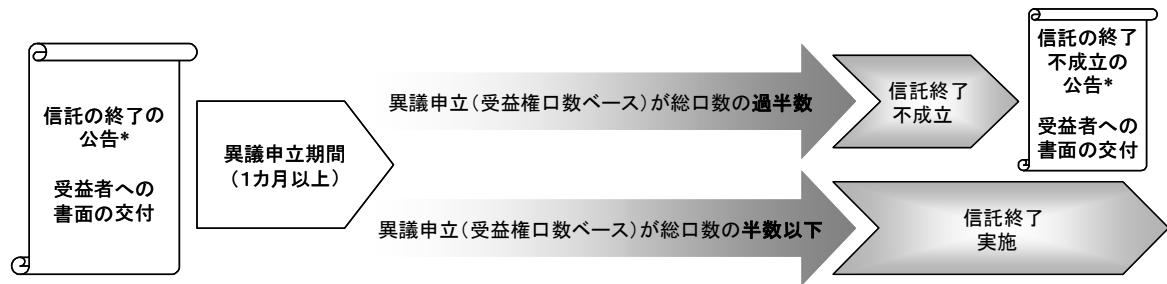
ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) その他

1) 信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



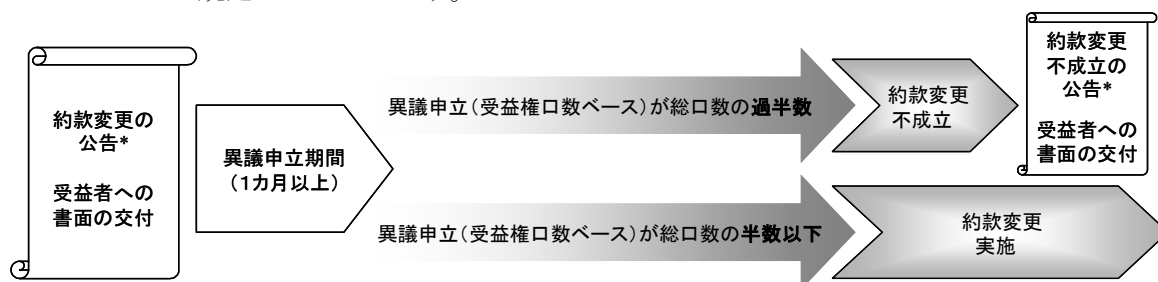
* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記 2) 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1.

～5. までの規定にしたがいます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1) 信託の終了」または「2) 信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「2) 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 運用経過の報告

委託会社は1年に2回(5月、11月)運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

7) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

8) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

9) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された投資信託受益権の募集・販売の取扱いに関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会

社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

10)開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

2 受益者の権利等

①この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

②受託会社は、収益分配金については、原則として委託会社が販売会社に交付する日に、一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行う日に、また、償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、支払開始日前に、委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託会社は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

③収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、別に定める契約の規定に基づき、毎月1回、1ヵ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。

3) 販売会社と別に定める契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において、その受益権に帰属する収益分配金があるときは、解約請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

④償還金に対する請求権

1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。

2) 償還金および償還の対象となる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

⑤換金に関する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得

申込者とします。)に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）及び当期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年6月1日から平成20年11月30日まで）及び当期（平成20年12月1日から平成21年5月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月29日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年6月1日から平成20年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年7月27日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年12月1日から平成21年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成21年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成20年11月30日現在)	当期 (平成21年5月31日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,458,377,236	4,789,050,800
国債証券		20,986,535,398	19,490,960,199
現先取引勘定		5,998,563,000	4,493,925,000
未収利息		267,204	71,394
流動資産合計		29,443,742,838	28,774,007,393
資産合計		29,443,742,838	28,774,007,393
負債の部			
流動負債			
未払金		2,996,157,000	2,998,039,500
未払収益分配金		1,057,852	309,303
未払受託者報酬		14,130	13,770
未払委託者報酬		159,762	155,712
その他未払費用		1,140	1,110
流動負債合計		2,997,389,884	2,998,519,395
負債合計		2,997,389,884	2,998,519,395
純資産の部			
元本等			
元本		26,446,334,043	25,775,481,631
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		18,911	6,367
元本等合計		26,446,352,954	25,775,487,998
純資産合計		26,446,352,954	25,775,487,998
負債純資産合計		29,443,742,838	28,774,007,393

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

期 別 科 目	前 期	当 期
	自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日 金 額	自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日 金 額
営業収益		
受取利息	23,585,795	5,215,312
有価証券売買等損益	49,440,422	31,233,301
その他収益	95,740	23,710
営業収益合計	73,121,957	36,472,323
営業費用		
受託者報酬	844,341	792,390
委託者報酬	9,547,416	8,959,978
その他費用	68,113	63,911
営業費用合計	10,459,870	9,816,279
営業利益	62,662,087	26,656,044
経常利益	62,662,087	26,656,044
当期純利益	62,662,087	26,656,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	11,525	18,911
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	62,654,701	26,668,588
期末剰余金又は期末欠損金（△）	18,911	6,367

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	当期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は平成20年6月1日から平成20年11月30日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成20年12月1日から平成21年5月31日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年11月30日現在)	当期 (平成21年5月31日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 26,446,334,043口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 25,775,481,631口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額 10,000円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	当期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日																																																						
分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 62,673,612円のうち、62,654,701円（1万口当たり24.14円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 26,674,955円のうち、26,668,588円（1万口当たり10.76円）を分配金額としております。																																																						
<table><tr><th>項 目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>配当等収益額</td><td>A</td><td>23,585,795 円</td></tr><tr><td>有価証券売買等損益</td><td>B</td><td>49,440,422 円</td></tr><tr><td>その他収益</td><td>C</td><td>95,740 円</td></tr><tr><td>期首剰余金</td><td>D</td><td>11,525 円</td></tr><tr><td>控除費用</td><td>E</td><td>10,459,870 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$F=A+B+C+D-E$</td><td>62,673,612 円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>G</td><td>24.14 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>H</td><td>62,654,701 円</td></tr></table>	項 目			配当等収益額	A	23,585,795 円	有価証券売買等損益	B	49,440,422 円	その他収益	C	95,740 円	期首剰余金	D	11,525 円	控除費用	E	10,459,870 円	当ファンドの分配対象収益額	$F=A+B+C+D-E$	62,673,612 円	1万口当たり分配金額	G	24.14 円	収益分配金金額	H	62,654,701 円	<table><tr><th>項 目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>配当等収益額</td><td>A</td><td>5,215,312 円</td></tr><tr><td>有価証券売買等損益</td><td>B</td><td>31,233,301 円</td></tr><tr><td>その他収益</td><td>C</td><td>23,710 円</td></tr><tr><td>期首剰余金</td><td>D</td><td>18,911 円</td></tr><tr><td>控除費用</td><td>E</td><td>9,816,279 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>$F=A+B+C+D-E$</td><td>26,674,955 円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>G</td><td>10.76 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>H</td><td>26,668,588 円</td></tr></table>	項 目			配当等収益額	A	5,215,312 円	有価証券売買等損益	B	31,233,301 円	その他収益	C	23,710 円	期首剰余金	D	18,911 円	控除費用	E	9,816,279 円	当ファンドの分配対象収益額	$F=A+B+C+D-E$	26,674,955 円	1万口当たり分配金額	G	10.76 円	収益分配金金額	H	26,668,588 円
項 目																																																							
配当等収益額	A	23,585,795 円																																																					
有価証券売買等損益	B	49,440,422 円																																																					
その他収益	C	95,740 円																																																					
期首剰余金	D	11,525 円																																																					
控除費用	E	10,459,870 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	$F=A+B+C+D-E$	62,673,612 円																																																					
1万口当たり分配金額	G	24.14 円																																																					
収益分配金金額	H	62,654,701 円																																																					
項 目																																																							
配当等収益額	A	5,215,312 円																																																					
有価証券売買等損益	B	31,233,301 円																																																					
その他収益	C	23,710 円																																																					
期首剰余金	D	18,911 円																																																					
控除費用	E	9,816,279 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	$F=A+B+C+D-E$	26,674,955 円																																																					
1万口当たり分配金額	G	10.76 円																																																					
収益分配金金額	H	26,668,588 円																																																					

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期（自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日	当期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日
期首元本額 22,673,228,894円	期首元本額 26,446,334,043円
期中追加設定元本額 12,336,795,985円	期中追加設定元本額 6,555,937,752円
期中一部解約元本額 8,563,690,836円	期中一部解約元本額 7,226,790,164円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日		当期 自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 (円)
国 債 証 券	20,986,535,398	320,738	19,490,960,199	133,634
合 計	20,986,535,398	320,738	19,490,960,199	133,634

3. デリバティブ取引関係

前期（自 平成20年 6月 1日 至 平成20年11月30日）

該当事項はありません。

当期（自 平成20年12月 1日 至 平成21年 5月31日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年5月31日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第6回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,999,831	
	第7回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,926,652	
	第13回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,744,637	
	第14回国庫短期証券	2,000,000,000	1,999,557,284	
	第15回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,741,856	
	第16回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,625,870	
	第18回国庫短期証券	1,500,000,000	1,496,491,662	
	第23回国庫短期証券	1,500,000,000	1,498,773,288	
	第27回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,351,604	
	第28回国庫短期証券	1,500,000,000	1,499,333,135	
	第556回政府短期証券	2,500,000,000	2,499,718,196	
	第562回政府短期証券	1,500,000,000	1,499,696,184	
	小 計	銘柄数：12	19,490,960,199	
		組入時価比率：75.6%	100%	
合 計			19,490,960,199	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 21 年 6 月 30 日現在

I 資産総額	25,316,494,179 円
II 負債総額	131,800 円
III 純資産総額 (I - II)	25,316,362,379 円
IV 発行済口数	25,316,355,392 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0000 円
(1万口当たりの純資産額)	(10,000) 円

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第13期特定期間(平成10年5月29日～平成10年11月29日)	66,369,119,189	103,391,457,389
第14期特定期間(平成10年11月30日～平成11年5月30日)	117,737,965,534	83,127,299,753
第15期特定期間(平成11年5月31日～平成11年11月29日)	193,823,235,305	109,272,350,266
第16期特定期間(平成11年11月30日～平成12年5月30日)	271,216,605,420	177,164,724,447
第17期特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	251,491,027,041	293,257,700,783
第18期特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	203,502,585,035	189,327,543,235
第19期特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	97,975,254,706	142,636,889,385
第20期特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	21,149,360,233	158,870,796,812
第21期特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	10,185,139,214	22,463,851,898
第22期特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	8,755,093,761	21,955,871,373
第23期特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	3,895,017,111	12,504,689,718
第24期特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	3,567,942,953	10,393,758,580
第25期特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	4,533,172,494	7,651,308,469
第26期特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	2,803,507,398	5,431,915,568
第27期特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	4,445,012,696	5,985,518,045
第28期特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	3,467,540,267	6,867,398,705
第29期特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	6,115,873,222	5,370,241,145
第30期特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	9,435,137,827	6,170,839,861
第31期特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	8,510,700,025	9,365,650,194
第32期特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	5,405,450,402	6,827,542,634
第33期特定期間(平成20年6月1日～平成20年11月30日)	12,336,795,985	8,563,690,836
第34期特定期間(平成20年12月1日～平成21年5月31日)	6,555,937,752	7,226,790,164



